

議員案第3号

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年6月5日提出

提出者	佐野市議会議員	田 所 良 夫
賛成者	佐野市議会議員	飯 田 昌 弘
	〃	金 子 保 利
	〃	鶴 見 義 明
	〃	若田部 治 彦
	〃	山 菅 直 己

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年佐野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年7月分から同年12月分までの議員報酬の特例）

- 3 令和2年7月分から同年12月分までに限り、議長等の議員報酬の月額
は、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額からその額に100
分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支
給する期末手当における第5条第2項の議員報酬の月額は、第2条各号に
掲げる額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理 由

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てることを目的に、議長等の議員報酬の月額を一定期間削減するため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第3号参考資料

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 1・2 (略)	附 則 1・2 (略) <u>(令和2年7月分から同年12月分までの議員報酬の特例)</u> <u>3 令和2年7月分から同年12月分までに限り、議長等の議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額からその額に100分の5を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、令和2年12月に支給する期末手当における第5条第2項の議員報酬の月額は、第2条各号に掲げる額とする。</u>